

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の19.5に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税(地方道路譲与税を含む。以下同じ。)、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入	歳 出
一般会計より受入	地方交付税交付金
19,607,659	19,504,878
財政投融资特別会計より受入	地方特例交付金
40,000	454,707
東日本大震災復興特別会計より受入	交通安全対策特別交付金
132,538	50,985
地方法人税	地方譲与税譲与金
1,881,394	2,446,766
地方揮発油税	事務取扱費
222,142	264
石油ガス税	諸支出金
4,817	252
特別法人事業税	国債整理基金特別会計へ繰入
1,831,645	31,174,140
自動車重量税	予備費
282,987	—
航空機燃料税	計
14,663	53,631,997
特別とん税	
11,710	
地方法人特別税	
35,218	
借入金	
30,112,295	
雑収入	
1,001	
前年度剰余金受入	
1,146,504	
東日本大震災復興前年度剰余金受入	
1,749	
計	翌年度の歳入に繰り入れる額
55,326,329	1,694,332

(歳 入)

令和3年度における歳入予算額は 55,889,618,939 千円
 であって、その内訳は

当初予算額	51,981,785,536 千円
予算補正追加額	4,957,833,403 千円
予算補正修正減少額	1,050,000,000 千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、法附則第4条第1項の規定による財政融資資金からの借入見込額等を修正減少したものである。

この予算額に対し

収納済歳入額は 55,326,329,494 千円
 であって、差引き 563,289,444 千円

の減少となった。これは前年度において法第 26 条第 1 項の規定による一時借入金の借換えが予定より少なかったこと等により、前年度剰余金受入が少なかったこと等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差	歳入予算額に対する収納済歳入額の割合 (%)
一般会計より受入	19,610,585,767	19,607,659,627	△ 2,926,139	99
財政投融资特別会計より受入	40,000,000	40,000,000	—	100
東日本大震災復興特別会計より受入	132,538,833	132,538,833	—	100
地 方 法 人 税	1,703,700,000	1,881,394,234	177,694,234	110
地 方 揮 発 油 税	227,700,000	222,142,497	△ 5,557,502	97
石 油 ガ ス 税	4,000,000	4,817,454	817,454	120
特 別 法 人 事 業 税	1,834,000,000	1,831,645,729	△ 2,354,270	99
自 動 車 重 量 税	278,900,000	282,987,975	4,087,975	101
航 空 機 燃 料 税	19,100,000	14,663,291	△ 4,436,708	76
特 別 と ん 税	11,300,000	11,710,191	410,191	103
地 方 法 人 特 別 税	—	35,218,878	35,218,878	—
借 入 金	30,112,295,408	30,112,295,408	—	100
雑 収 入	2,329	1,001,005	998,676	42,980
前年度剰余金受入	1,915,408,138	1,146,504,832	△ 768,903,305	59
東日本大震災復興前年度剰余金受入	88,464	1,749,533	1,661,069	1,977
計	55,889,618,939	55,326,329,494	△ 563,289,444	98

(歳 出)

令和 3 年度における歳出予算現額は 55,728,843,601 千円

であって、その内訳は

歳出予算額 55,694,961,422 千円

〔 当初予算額 51,804,728,019 千円 〕
 〔 予算補正追加額 3,890,233,403 千円 〕

前年度繰越額 417,865 千円

特別会計予算予算総則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による経費増額

33,464,314 千円

であり、予算補正追加額は、地方交付税交付金の財源の増加額に相当する額の地方交付税交付金の地方団体への交付に必要な経費等を補正追加したものである。また、予算総則第 19 条第 1 項第 1 号の規定による経費増額は、令和 3 年度における特別法人事業税等の収入金額が予算額に比して増加するため、特別法人事業譲与税譲与金等を増額したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 53,631,997,250 千円

翌年度繰越額は 1,292,750,578 千円

不用額は 804,095,772 千円

であって、翌年度繰越額は、法第 27 条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、借入金の償還及び一時借入金利子の支払が予定を下回ったこと等により、国債整理基金特別会計へ繰

入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主 要 経 費 別)						(単位 千円)
主 要 経 費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国 債 費	31,973,860,864	31,973,860,864	31,174,140,820	—	799,720,043	97
地方交付税交付金	20,797,211,707	20,797,629,572	19,504,878,994	1,292,750,578	—	93
地方特例交付金	454,707,339	454,707,339	454,707,339	—	—	100
地方譲与税譲与金	2,413,302,500	2,446,766,814	2,446,766,812	—	1	99
その他の事項経費	53,279,012	53,279,012	51,503,285	—	1,775,726	96
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	55,694,961,422	55,728,843,601	53,631,997,250	1,292,750,578	804,095,772	96

(事 項 別)						(単位 千円)
事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金に必要な経費	20,664,584,410	20,664,584,410	19,408,489,074	1,256,095,336	—	93
東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	132,627,297	133,045,162	96,389,920	36,655,242	—	72
地方特例交付金に必要な経費	216,384,000	216,384,000	216,384,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費	238,323,339	238,323,339	238,323,339	—	—	100
交通安全対策特別交付金に必要な経費	52,627,093	52,627,093	50,985,879	—	1,641,214	96
地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	232,100,000	232,504,689	232,504,689	—	—	100
森林環境譲与税譲与金に必要な経費	40,000,000	40,000,000	40,000,000	—	—	100
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	4,500,000	4,940,253	4,940,253	—	—	100
特別法人事業譲与税譲与金に必要な経費	1,826,900,000	1,853,482,222	1,853,482,222	—	—	100
自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	280,600,000	289,496,482	289,496,482	—	—	100
航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	17,800,000	14,648,579	14,648,579	—	—	100
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	11,400,000	11,694,587	11,694,586	—	0	99
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,500	2	1	—	0	53
事務取扱いに必要な経費	277,654	277,654	264,453	—	13,200	95
諸支出金に必要な経費	374,265	374,265	252,953	—	121,311	67
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	31,973,860,864	31,973,860,864	31,174,140,820	—	799,720,043	97
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	55,694,961,422	55,728,843,601	53,631,997,250	1,292,750,578	804,095,772	96

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目途として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和3年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	10,034,780,239	54.7	149,454,821	13.9	26,158,233	27.1	10,210,393,293	52.3
市町村分	8,299,149,938	45.2	925,104,076	86.0	70,231,687	72.8	9,294,485,701	47.6
計	18,333,930,177	100.0	1,074,558,897	100.0	96,389,920	100.0	19,504,878,994	100.0
(構成率)	(93.9 %)		(5.5 %)		(0.4 %)		(100.0 %)	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和3年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,667市町村(764市903町村)、不交付団体は1都51市町村(28市23町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は97.0%である。

(参考) 平成29年度から令和3年度までの各年度における地方交付税の交付状況

(単位 千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
普通交付税	15,350,075,401	15,087,572,603	15,210,051,499	15,592,564,564	18,333,930,177
道府県分	8,252,433,957	8,162,241,533	8,179,608,299	8,496,457,391	10,034,780,239
市町村分	7,097,641,444	6,925,331,070	7,030,443,200	7,096,107,173	8,299,149,938
特別交付税	979,728,399	1,030,508,866	1,065,843,839	995,652,435	1,074,558,897
道府県分	149,005,370	163,440,731	186,095,041	154,499,273	149,454,821
市町村分	830,723,029	867,068,135	879,748,798	841,153,162	925,104,076
震災復興特別交付税	438,204,664	430,143,716	463,350,868	400,735,208	96,389,920
道府県分	257,824,479	242,027,448	265,579,239	227,100,589	26,158,233
市町村分	180,380,185	188,116,268	197,771,629	173,634,619	70,231,687
計	16,768,008,464	16,548,225,185	16,739,246,206	16,988,952,207	19,504,878,994
道府県分	8,659,263,806	8,567,709,712	8,631,282,579	8,878,057,253	10,210,393,293
市町村分	8,108,744,658	7,980,515,473	8,107,963,627	8,110,894,954	9,294,485,701

(2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの、軽自動車税減収補填特例交付金として消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填するため市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税減収補填特別

交付金として固定資産税の減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付するもの、都市計画税減収補填特別交付金として都市計画税の減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付するものである。

令和3年度における地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	個人住民税減収補填特別交付金	構成率 (%)	自動車税減収補填特別交付金	構成率 (%)	軽自動車税減収補填特別交付金	構成率 (%)
都道府県分	64,598,713	35.6	15,004,595	50.3	—	—
市町村分	116,701,287	64.3	14,809,405	49.6	5,270,000	100.0
計	181,300,000	100.0	29,814,000	100.0	5,270,000	100.0
(構成率)	(39.8 %)		(6.5 %)		(1.1 %)	

(単位 千円)

区分	固定資産税減収補填特別交付金	構成率 (%)	都市計画税減収補填特別交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	—	—	—	—	79,603,308	17.5
市町村分	218,353,006	100.0	19,970,333	100.0	375,104,031	82.4
計	218,353,006	100.0	19,970,333	100.0	454,707,339	100.0
(構成率)	(48.0 %)		(4.3 %)		(100.0 %)	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した個人住民税減収補填特別交付金、自動車税減収補填特別交付金、軽自動車税減収補填特別交付金、固定資産税減収補填特別交付金及び都市計画税減収補填特別交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(参考) 平成29年度から令和3年度までの各年度における地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況

(単位 千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
個人住民税減収補填特別交付金	132,800,000	154,400,000	174,200,000	174,900,000	181,300,000
都道府県分	47,258,332	54,946,049	61,999,059	62,328,850	64,598,713
市町村分	85,541,668	99,453,951	112,200,941	112,571,150	116,701,287
自動車税減収補填特別交付金	—	—	22,575,000	43,641,000	29,814,000
都道府県分	—	—	11,381,388	21,960,062	15,004,595
市町村分	—	—	11,193,612	21,680,938	14,809,405
軽自動車税減収補填特別交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	2,307,000	7,068,000	5,270,000
固定資産税減収補填特別交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	—	—	218,353,006
都市計画税減収補填特別交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	—	—	19,970,333
子ども・子育て支援臨時交付金	—	—	269,188,824	—	—
都道府県分	—	—	82,401,933	—	—
市町村分	—	—	186,786,891	—	—
計	132,800,000	154,400,000	468,270,824	225,609,000	454,707,339
都道府県分	47,258,332	54,946,049	155,782,380	84,288,912	79,603,308
市町村分	85,541,668	99,453,951	312,488,444	141,320,088	375,104,031

(3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和3年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	29,405,634	57.6
市 町 村 分	21,580,245	42.3
計	50,985,879	100.0

また、令和3年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,546市町村(813市(特別区を含む。)733町村)、不交付団体は2市193町村であり、交付団体の全団体に占める割合は89.0%である。

(参考) 平成29年度から令和3年度までの各年度における交通安全対策特別交付金の交付状況
(単位 千円)

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
都 道 府 県 分	31,961,581	29,465,366	28,245,146	30,764,091	29,405,634
市 町 村 分	23,382,059	21,592,919	20,703,036	22,564,290	21,580,245
計	55,343,640	51,058,285	48,948,182	53,328,381	50,985,879

(4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の7種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の2分の1に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の422に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の9分の2に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される特別法人事業税(令和3年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(特別法人事業譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和6年度から開始されることから、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む。)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道、都道府県道及び市町村道の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9月及び3月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道及び都道府県道の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して

6月、11月及び3月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して5月、8月、11月及び2月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。航空機燃料譲与税は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に限る。)及び指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に譲与される。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を9月及び3月に譲与される。

令和3年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	地方揮発油譲与税	構成率(%)	森林環境譲与税	構成率(%)	石油ガス譲与税	構成率(%)	特別法人事業譲与税	構成率(%)
都道府県分	121,761,362	52.3	5,999,997	14.9	4,237,095	85.7	1,853,482,222	100.0
市町村分	110,743,327	47.6	34,000,003	85.0	703,158	14.2	—	—
計	232,504,690	100.0	40,000,000	100.0	4,940,253	100.0	1,853,482,222	100.0
(構成率)	(9.5%)		(1.6%)		(0.2%)		(75.7%)	

(単位 千円)

区分	自動車重量譲与税	構成率(%)	航空機燃料譲与税	構成率(%)	特別とん譲与税	構成率(%)	計	構成率(%)
都道府県分	10,290,162	3.5	2,929,714	19.9	—	—	1,998,700,552	81.6
市町村分	279,206,320	96.4	11,718,865	80.0	11,694,586	100.0	448,066,259	18.3
計	289,496,482	100.0	14,648,579	100.0	11,694,586	100.0	2,446,766,812	100.0
(構成率)	(11.8%)		(0.5%)		(0.4%)		(100.0%)	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。

3 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和3年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

(イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。

(ニ) 特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。

(ホ) 自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。

(ヘ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は、160団体(37都道府県80市(特別区を含む。)43町村)である(3月期)。

(ト) 特別とん譲与税の譲与団体数は、179団体(158市(都を含む。)21町村)である(3月期)。

(参考) 平成29年度から令和3年度までの各年度における地方譲与税の譲与状況

(単位 千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方揮発油譲与税	258,402,915	259,895,340	230,281,882	225,826,355	232,504,690
都道府県分	135,269,191	135,744,392	120,622,191	117,989,397	121,761,362
市町村分	123,133,724	124,150,948	109,659,690	107,836,958	110,743,327
森林環境譲与税	—	—	19,999,104	39,999,988	40,000,000

(単位 千円)

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
都 道 府 県 分	—	—	3,999,977	6,000,001	5,999,997
市 町 村 分	—	—	15,999,127	33,999,987	34,000,003
石 油 ガ ス 譲 与 税	8,362,684	7,763,920	6,893,444	5,041,121	4,940,253
都 道 府 県 分	7,120,107	6,602,188	5,865,654	4,270,502	4,237,095
市 町 村 分	1,242,577	1,161,732	1,027,790	770,619	703,158
特 別 法 人 事 業 譲 与 税					
都 道 府 県 分	—	—	—	1,660,585,204	1,853,482,222
自 動 車 重 量 譲 与 税	266,014,602	268,897,419	286,896,267	286,128,821	289,496,482
都 道 府 県 分	—	—	8,354,750	10,170,456	10,290,162
市 町 村 分	266,014,602	268,897,419	278,541,517	275,958,365	279,206,320
航 空 機 燃 料 譲 与 税	14,917,055	14,976,200	14,397,388	3,270,778	14,648,579
都 道 府 県 分	2,983,403	2,995,235	2,879,475	654,148	2,929,714
市 町 村 分	11,933,652	11,980,965	11,517,913	2,616,630	11,718,865
特 別 と ん 譲 与 税					
市 町 村 分	12,351,825	12,836,058	12,690,330	11,482,270	11,694,586
地 方 法 人 特 別 譲 与 税					
都 道 府 県 分	1,845,174,420	2,086,503,809	2,042,683,218	—	—
計	2,405,223,501	2,650,872,746	2,613,841,633	2,232,334,538	2,446,766,812
都 道 府 県 分	1,990,547,121	2,231,845,624	2,184,405,265	1,799,669,708	1,998,700,552
市 町 村 分	414,676,380	419,027,122	429,436,367	432,664,830	448,066,259

- (注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。
2 指定市分は、市町村分に含む。